

押印を求める手続等の見直し等のための  
下請中小企業振興法施行規則等の一部を改正する省令案等  
に対する御意見及び御意見に対する考え方

頂いた御意見	御意見に対する考え方
<p>印鑑を省略し、なんでもかんでもデジタル化、オンライン化しようとすることに反対。成りすましや乗っ取りが横行する可能性がある。</p> <p>印鑑が必要な事と必要では無いことが判断できず、事務処理が逆に煩雑となる。</p>	<p>○ 今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。ただし、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本省令等に基づく制度を適切に運用してまいります。</p>
<p>押印の見直しは、これまで前例踏襲で慣習的に押印を続けていた様式を見直し、業務の効率化や改善につながる良い契機となると考えます。その際、単に紙を電子にするだけでなく、様式、さらには業務フローを見直し、さらなる改善につながることを期待します。また、電子だからこそできることや、電子ならではのリスクに配慮することが肝要と考えます。前者は他サービスとの連携や、押印では十分担保できない真正性や発出元認証が可能となることなど、後者ではセキュリティ被害の影響範囲が広範に及びやすいことや拡散速度が速いこと等があげられま</p>	<p>○ 御意見として承り、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本省令等に基づく制度を適切に運用してまいります。</p>

<p>す。そのため、電子では完全性を確保する措置が必要であることには十分配慮いただきたいと考えます。</p> <p>紙に押印という唯一性のある原本を管理することで発出者や確認者の確認をしてきたことを、デジタルに置き換える場合は、なんらかの完全性を担保する手段がないと、将来にリスクを持った記録となります。</p> <p>行政における記録の管理において、不明な相手からの情報受信や、改ざんの有無を検知できない仕組みは、将来において透明性への説明責任を果たせないばかりでなく相手による否認のリスクが生じます。</p> <p>これまで、紙に押印することで残されてきた記録は、より利便性の高いデジタルによる記録に置き換わることは自明であります。記録本来の「将来における活用に備え、その真実性と真正性を担保し情報の信頼を確保する」ことを念頭に省令の見直しを進めていただくことを強く希望します。</p>	
<p>書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。</p> <p>押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記</p>	<p>○ 今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。ただし、申請等の担当者への本人</p>

名のみの場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。)

例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。

(でなければ、確実性についての質的なデグレードの発生と判断されるものである。)

(なお、正当性・公正性についての質の劣化を発生させないのであれば、押印又は署名を求める箇所の減少や、一箇所でまとめて行うようにする事等は可と考える。)

国民としては、事務において虚偽・不法が発生しない事を強く求めるのであるが、そのための保護が、法的及び物理的技術的(押印や署名の準備には、当然、物理的技術的な要素がある。また準備について予備罪として扱われる部分や、鑑識対象となる部分が存在するのであるが、そのため、押印又は署名にはかなり明確に犯罪抑止の効果があるのである。適切な代替策無き押印又は署名の廃止は、犯罪行為を起こすハードルを著しく低くするとなるものである。)になされるようにされたい。

(なお、示されていた閣議決定につ

確認の手続等を必要に応じて行うとともに、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本省令等に基づく制度を適切に運用してまいります。

いては、刑法での押印又は署名の効果について適切に検討が行われておらず、また説明も不十分で代替となる手続きについての検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断されるものである。行政あるいは一般の民事においても、正当性の確保は重要なものであるが、その確保についての考慮が欠けた当該閣議決定については、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるので、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手続き・書類となるようにされたい（そのために、押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手段と考えられるものである。）（なお、概ねの場合について、「真に必要」となるものである事を述べておく。重要性の大小を問わず、公正性の確保のためには、押印又は署名について、真に必要性が存在する（これは概ね絶対の事であって（代替の手段が設けられている場合は事態を多少異にするが）、完全に正しいと言ってよい事であるはずである。物事を考える際に誤ってはいけない。公務員は特に。）。）

（なお、情報处理的な観点から言うと、正当性の確保がされていない処理は、いくら可用性が高くても、使

えないものである。可用性の重視によって正当性が毀損されないようにしていただきたい。行政関係（あるいはそれ以外についてもであるが。）の手続きで正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。）

また、公務所職員が作成・保有・携行・提示・送付する等して用いる書類・様式については、その偽造等へのハードルを高くするために、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」が必要であると考ええる。

使用や持ち出し等に難のある大臣印などについてはともかく（これらは他の公務所や職員の印鑑に変更していく事で対応が可能と考える。）、公務所又はその担当部署若しくは長の印などについては、特に問題なく付す事が可能なはずであり、予め様式等に印章を付しておく、あるいは自動で押印を行う等により、何ら問題なく、単に偽造等へのハードルの高さが生じるだけであるので、常識・道理が分かるのであれば、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」のどれかについては付しておくようにされたい。（法律行為と関係無い様なものについては必ずしも必要とはならないとは考えるが。）

はっきり言うと、それをしないのは、知能・精神・人格のどれか、あ

るいはその複数に障害・故障をかかえたものであるという断言を行ってよいものである。(もちろん、罷免されるのが適切と考える。)

その事について留意し、各種手続きにおける正当性・公正性が確保されるようにされたい。